



平成 25 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーエヌアイグループ
代 表 者 名 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

行使価額修正条項付き第 36 回新株予約権（第三者割当て）の取得及び消却、
行使価額修正条項付き第 37 回新株予約権（第三者割当て）の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 25 日付の取締役会決議による委任に基づき、平成 25 年 10 月 7 日付の経営会議において、平成 25 年 6 月 10 日に発行した第 36 回新株予約権（第三者割当て）（以下「第 36 回新株予約権」といいます。）のうち、平成 25 年 10 月 24 日に残存する第 36 回新株予約権の全部を取得及び消却すること、第 37 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びに、本新株予約権について、金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取得及び消却する新株予約権の概要

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ジーエヌアイグループ第 36 回新株予約権 (第三者割当て)
(2) 取得及び消却する新株予約権の数	960 個
(3) 取得日及び消却日	平成 25 年 10 月 24 日
(4) 取得価額	71,040,000 円（新株予約権 1 個当たり 74,000 円）
(5) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

（注）取得日までに第 36 回新株予約権が行使された場合、「取得及び消却する新株予約権の数」及び「取得価額」は減少します。

2. 取得及び消却する理由

当社は、平成 25 年 6 月 11 日に第 36 回新株予約権の発行数 1,000 個のうち 40 個の行使により 200 百万円を調達し、中国国内外における創薬候補物の開発のため合弁会社である GEP Hong Kong Holdings Limited の資本金に充当しました。しかし、その後、当社の株価は概ね第 36 回新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移しており、未行使の 960 個については、事実上行使ができない状況が継続しています。

当社は、この状況を解消し、資金需要が発生した場合に機動的に資金調達を行うことができるようにするため、今回、第 36 回新株予約権の未行使残高のすべてを本新株予約権の割当日に取得及び消却するとともに、第 36 回新株予約権の下限行使価額の水準を見直した上で、第 36 回新株予約権と同様の内容の本新株予約権を上記未行使残高と同じ数だけ発行することといたしました。

なお、未行使の第 36 回新株予約権が平成 25 年 10 月 7 日から本新株予約権の割当日までの期間に行使された場合、当社は、本新株予約権の割当日に、上記期間に行使された第 36 回新株予約権と同じ数の本新株予約権について、停止指定（下記 5 (1) 「資金調達方法の概要」に定義します。以下同じ。）を行った上で、本新株予約権の発行要項に従って取得し、取得後速やかに消却するための決定を法令上可能な範囲で行う予定です。

3. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 10 月 24 日
(2) 発行新株予約権数	960 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 49,000 円（総額 47,040,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：9,600,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 300 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、9,600,000 株です。
(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,252,489,520 円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 441 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額すべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

4. 募集の目的及び理由

【ビジネスモデル】

当社は、欧米のバイオ企業や製薬会社と共同研究開発を行うことにより、欧米の手法と中国の臨床開発を組み合わせています。中国では直接経費が日本やアメリカに比べ低いだけでなく、開発時間の短縮や必要症例数の確保など、真のコスト効率に優れた開発活動が可能です。当社は、中国で得た臨床試験成績をベースとし、日本、さらには国際市場に対してどのように開発を進めていくかを合理的に判断します。このアプローチにより、国際的な製薬会社の薬品開発過程に内在する財務リスクを軽減することが可能であると判断しております。

【資金調達の目的】

薬の開発には、長い年月を要し、かつ多大な資金投資が先行するため、特に当社のようなバイオベンチャーにとって、経営の安定と基盤強化には資金調達が最大の課題となっております。

当社では、上述のビジネスモデルに従い、中国の子会社において集中的に薬を開発して参りました。その結果、当社は中国において、特発性肺線維症（IPF）治療薬 F647（詳細につきましては、当社の平成 25 年 3 月 29 日付有価証券報告書「第一部 企業情報 第 1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照下さい。）が、開発開始から十数年を経て新薬承認され、その製造許可申請の段階に至っておりますが、新薬の新市場での販売収益は未だ予測困難な状況にあります。

IPF 治療薬 F647 の他、当社では複数の適用症治療薬として F647（腎症等）、F351、F573 等を中国において開発しております。特に世界特許を取得している F351 及び F573 につきましては、中国で得た臨床試験成績をベースに導出又は海外での開発も可能となるため、その開発にも力を入れております。

さらに、当社では現在、創薬候補物の開発推進と、将来への布石たる新たな創薬候補物の策定、導入が必要なことに加えて、上述したF647の新市場における販売上の営業費用及び与信供与の問題（現在、中国からの輸出も検討中）を考慮する必要があり、資金は常に不足しがちで、経営の安定を揺るがす要因になっております。この資金不足により、候補物導入又は資本提携等で、当社にとって有効、有利な案件が出ても対応できない事情が発生しております。

当社は、上述のような背景から、適宜、適時に経営上のニーズに対応できるよう、資金調達を図るべく、平成25年6月10日に第36回新株予約権を発行いたしました。当社は、平成25年6月11日に第36回新株予約権の発行数1,000個のうち40個の行使により200百万円を調達し、中国国内外における創薬候補物の開発のため合弁会社であるGEP Hong Kong Holdings Limitedの資本金に充当しました。しかし、その後、当社の株価は概ね第36回新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移しており、未行使の960個については、事実上行使ができない状況が継続しています。当社は、この状況を解消し、資金需要が発生した場合に機動的に資金調達を行うことができるようになりますため、今回、第36回新株予約権の未行使残高のすべてを本新株予約権の割当日に取得及び消却するとともに、第36回新株予約権の下限行使価額の水準を見直した上で、第36回新株予約権と同様の内容の本新株予約権を上記未行使残高と同じ数だけ発行することいたしました。

なお、未行使の第36回新株予約権が平成25年10月7日から本新株予約権の割当日までの期間に行使された場合、当社は、本新株予約権の割当日に、上記期間に行使された第36回新株予約権と同じ数の本新株予約権について、停止指定を行った上で、本新株予約権の発行要項に従って取得し、取得後速やかに消却するための決定を法令上可能な範囲で行う予定です。

5. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、第36回新株予約権を発行したときと同様に、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、メリルリンチ日本証券が自らの判断で本新株予約権を行使するほか、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいざれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度東京証券取引所より適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【本新株予約権の取得】

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 49,000 円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。

また、当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 49,000 円の価額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成 25 年 10 月 25 日から平成 27 年 8 月 31 日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成 27 年 9 月 1 日以降平成 27 年 10 月 1 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 15 取引日以内に本新株予約権を取得します。

【行使価額修正条項】

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。行使価額修正条項の内容の詳細については、別添の発行要項第 10 項をご参照下さい。

【本新株予約権の譲渡】

コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨定められます。また、本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（2）資金調達方法の選択理由

当社は、上記の資金調達を行うために、上記 4 「募集の目的及び理由」に記載の当社のビジネスモデルに照らして様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、新株発行及び MSCB の発行は株価に対する直接的な影響が大きく、また、借入れは財務健全性の低下が見込まれる等のデメリットがありました。

それに対し、メリルリンチ日本証券より提案を受けた上記（1）「資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下の点や本新株予約権の下限行使価額と当社の株価の推移等を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達が、新薬の開発や製造販売に必要な許可の取得に伴い資金需要が発生した場合に行使指定により機動的に資金調達を行うことができる点、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる点、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大する点、第 36 回新株予約権の下限行使価額と比べた場合、当社の株価が本新株予約権の下限行使価額を下回る蓋然性は相当程度小さいと考えられる点等から、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 9,600,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成 25 年 10 月 4 日現在の発行済株式数に対する最大希薄化率は、9.37%)。
- ③ 本新株予約権の行使価額に関しては、当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットがある一方、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、かかる当社普通株式に関する契約を締結する予定はないこと。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が調達希望額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資又は第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となります。同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

6. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	4,280,640,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	47,040,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	4,233,600,000 円
・発行諸費用（弁護士費用、価額算定費用、コンサルタント費用、 本新株予約権の行使に伴う株式発行費用等）	28,150,480 円
・差引手取概算額	4,252,489,520 円

(注) 1 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額すべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。その結果、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場

- 合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 2 発行諸費用のうち、本新株予約権の行使に伴う株式発行費用として 24,390,480 円を見込んでおります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記（1）に記載のとおり 4,252,489,520 円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額 4,252,489,520 円については、現時点で次のとおり充当する予定であります、具体的な使途及び金額については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定し、使途の変更又は金額の大幅な変更があった場合は別途開示いたします。

具体的な使途（優先順位順）	金額（円）	支出予定期間
①IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金（中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与）	1,000,000,000	製造販売許可取得から 3ヶ月経過後
②中国国内外における創薬候補物（F351/F647/F573 等）の開発	1,800,000,000	平成 25 年 10 月～平成 30 年 6 月
③運転資金	900,000,000	平成 26 年 1 月～平成 27 年 12 月
④新創薬候補物の探索・導入	552,489,520	平成 25 年 10 月～平成 28 年 5 月

（注）1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

- 2 支出が必要となった時点で十分な資金を調達できていなかった場合、割当予定先に行使指定をすることにより、必要な資金を調達することが可能であります。但し、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。
- 3 ①IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金（中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与）について

今回の本新株予約権による資金調達と平成 23 年 12 月 7 日に発行した第 35 回新株予約権（第三者割当）による資金調達は、資金使途が一部重複しております。

ア) 第 35 回新株予約権（第三者割当）の資金使途として、「IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金」に 5 億円、「IPF 治療薬 F647 製造販売にかかる工場操業資金」に 2 億円を計上し、これらの資金は予定どおり調達することができました。

イ) 今回の「IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金（中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与）」は、中国広域に亘る営業活動の費用及び国内販売と輸出における与信供与のための資金です。中国では売掛金回収が長期に亘る傾向があること及び新たに中国国外への輸出のための与信供与を予定していることから、第 35 回新株予約権（第三者割当）により調達した資金では円滑な営業活動には不足すると判断し、今回、金額を追加するものであります。当社は、IPF 治療薬 F647 の製造販売許可を取得した場合に F647 の原薬を中国から輸出すべく、複数社と既に協議を続けております。

なお、IPF 治療薬 F647 につきましては、その製造販売申請を平成 25 年 2 月 4 日に提出しており、現在も当局による審査が続いております。また、当該申請提出後、当局から施設や資料の不備等の指摘は受けしておりません。

- 4 ②中国国内外における創薬候補物（F351/F647/F573 等）の開発について
- 現在の開発状況の詳細につきましては、当社の平成 25 年 3 月 29 日付有価証券報告書「第一部 企業情報 第 1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照下さい。

創薬候補物の開発は臨床開発の各段階で関係当局の許可等が必要となるため、支出時期は上記のとおりにならない可能性があります。

- 5 ③運転資金について
- 当社は、2007 年より組織再編成を行いコスト削減に努め、一方、当社の資源を中国での新薬開発に集中投資して参りました。その結果、当社グループは中国において IPF 治療薬 F647 の新薬承認を取得し、本年 2 月、その製造販売許可を申請致しました。当社が製造販売許可を取得できた場合は、可及的速やかに製造販売を開始し、これにより当社グループの売

上は増加することが見込まれます。しかし、下記の理由から、当社では安定した営業を継続するために約2年分に相当する運転資金（販売費及び一般管理費並びに上記②以外の創薬候補物の研究開発費等）が必要と考えており、当社の過去の運転資金の金額（年間約4億円）に基づいて金額を設定いたしました。

ア) 特発性肺線維症治療薬F647の製造販売に関して、政府許可の時期や政府の算定薬価等が不明である。

イ) 新薬の販売は、その販売実績を事前に把握することが困難である。

ウ) 上記事情から、事前に市場への参入時期と販売予想額が算定出来ない。

エ) また、現在継続中の臨床開発に予定以上の支出を要する可能性がある。

6 ④新創薬候補物の探索・導入について

当社はF647、F351等、複数の創薬候補物を開発しておりますが、薬の開発には10年以上の長い年月がかかるため、他社で開発された有望な創薬候補物又は既許可薬剤があれば、導入又は出資を行い、創薬開発にかかる時間、リスクを軽減すると共に当社の更なる利益向上に資するよう注力して参ります。

7 本新株予約権は、第36回新株予約権が事実上行使できないものとなっている状況を解消するため、第36回新株予約権の取得及び消却に伴って発行するものです。したがって、上記の本新株予約権の手取金の使途は、第36回新株予約権の募集の時点で予定していた手取金の使途のうち、第36回新株予約権の行使による調達額200百万円によって充当できなかった部分に相当するものです。なお、本新株予約権の下限行使価額は、第36回新株予約権の下限行使価額（500円）より低い金額（300円）に設定されているため、本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、第36回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限を下回る可能性があります。かかる可能性を考慮し、上記の本新株予約権の手取金の使途④の金額を第36回新株予約権の募集の時点における金額から調整しております。

7. 資金使途の合理性に関する考え方

上記4のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

8. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該機関は、当社の株価やその変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の行使価額及び権利行使期間だけでなく、当社株式の流動性、当社の権利行使行動、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等の要素も本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性があることを考慮し、これらの要素をも評価の基礎とすることのできるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の価格の評価を実施しました。

なお、評価上の前提として、当社の権利行使行動については、資金調達を図るため、停止指定及び取得条項は発動しないものと想定しています。

また、割当予定先の行動については、1回当たり2個の本新株予約権を行使し、行使によって交付された普通株式をすべて売却した後に次の権利行使を行うものと想定し、本新株予約権の取得に係る請求については、株価が下限行使価額を下回った場合に残存する本新株予約権の取得を請求することを評価の前提としています。

当社は、算定機関の評価額を参考としつつ、上記5（2）「資金調達方法の選択理由」に記載した本スキームの内容や特徴を勘案の上、本新株予約権1個の払込金額を金49,000円としました。また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る経営会議決議日の直前取引日（平成25年10月4日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

当社監査委員会も、プルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係なく、当社経営陣から独立していると認められること、プルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータス・コンサルティングは評価額に影響を及ぼす可能性のある当社の株

価及びその変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の行使価額及び権利行使期間、当社株式の流動性、当社の権利行使行動、割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等の前提条件をその評価の基礎としており、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションによって価値を算定していること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、当該評価額を上回る本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数に対して最大 8.63%（平成 25 年 10 月 4 日現在の発行済株式数に対して最大 9.37%）の希薄化が生じます。

また、本新株予約権の発行決議日前 6 ヶ月以内に行われた第三者割当により第 36 回新株予約権が発行されており、本新株予約権の目的である普通株式に係る議決権の数（9,600 個）に、第 36 回新株予約権の目的である普通株式に係る議決権の数（10,000 個）（以下「加算議決権数」といいます。）を加えた数（19,600 個）を、平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数（101,600 個）から加算議決権数を控除した数（82,000 個）で除した割合は、21.40%です。もっとも、上記 2 「取得及び消却する理由」に記載のとおり、第 36 回新株予約権の未行使残高（960 個）のすべてについて本新株予約権の割当日に取得及び消却が予定されていること、並びに平成 25 年 10 月 7 日から本新株予約権の割当日までの期間に第 36 回新株予約権が行使された場合には、上記期間に行使された第 36 回新株予約権と同じ数の本新株予約権について、本新株予約権の割当日に停止指定とともに取得及び消却の決定を行う予定であることから、本新株予約権及び第 36 回新株予約権の発行により生じる希薄化は、最大で、本新株予約権の目的である普通株式に係る議決権の数（9,600 個）に、第 36 回新株予約権のうち既に行使された 40 個の目的である普通株式に係る議決権の数（400 個）を加えた数（10,000 個）を、平成 25 年 6 月 30 日現在の総議決権数（101,600 個）から加算議決権数を控除した数（91,600 個）で除した割合（10.92%）となる見込みです。

今回の資金調達による希薄化の規模は上記のとおりですが、当該資金調達により、上記 4 のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 9,600,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 4,123,096 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

9. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎			
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業			
(5) 資 本 金	119,440 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 10 年 2 月 26 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801 株			
(8) 決 算 期	3 月 31 日			
(9) 従 業 員 数	842 名			
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店			
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	第 36 回新株予約権の割当て			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位 : 百万円)				
決算期		平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
営 業 収 益		55,498	52,640	52,584
営 業 利 益		△6,315	△12,719	△1,436
経 常 利 益		△2,029	△7,399	11,230
当 期 純 利 益		△77,544	5,054	44,815
純 資 産		138,935	143,990	166,805
総 資 産		2,790,258	3,289,717	4,115,571
1 株当たり当期純利益(円)		△32,613	2,116	18,760
1 株当たり配当金(円)		-	-	9,209
1 株当たり純資産(円)		58,161	60,277	69,828

(注) メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、平成 25 年 6 月 11 日に第 36 回新株予約権の発行数 1,000 個のうち 40 個の行使により 200 百万円を調達し、中国国内外における創薬候補物の開発のため合弁会社である GEP Hong Kong Holdings Limited の資本金に充当しました。しかし、その後、当社の株価は概ね第 36 回新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移しており、未行使の 960 個については、事実上行使ができない状況が継続しています。当社は、この状況を解消し、資金需要が発生した場合に機動的に資金調達を行うことができるようするため、今回、第 36 回新株予約権の未行使残高のすべてを本新株予約権の割当日に取得及び消却するとともに、第 36 回新株予約権の下限行使価額の水準を見直した上で、第 36 回新株予約権と同様の内容の本新株予約権を上記未行使残高と同じ数だけ発行することいたしました。また、平成 25 年 10 月 7 日から本新株予約権の割当日までの期間に第 36 回新株予約権が行使された場合、当社は、本新株予約権の割当日に、上記期間に行使された第 36 回新株予約権と同じ数の本新株予約権について、停止指定を行った上で、本新株予約権の発行要項に従って取得し、取得後速やかに消却する

ための決定を法令上可能な範囲で行う予定です。

当社は、第 36 回新株予約権の発行に際して、また、上記の経緯で決定した第 36 回新株予約権の取得及び消却に伴う本新株予約権の発行に際しても、様々な資金調達先を検討している過程において、国内外の金融機関から増資の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法は、新薬の開発や製造販売に必要な許可の取得に伴い資金需要が発生した場合に行使指定により機動的に資金調達を行うことができる点、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる点、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大する点等において、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

その上で、上記 3 「募集の概要」及び 5 「資金調達方法の概要及び選択理由」に記載した本スキームの特徴その他の商品性全般に加え、メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があること等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(旧「会員における MSCB 等の取扱いに関する規則」) (自主規制規則) の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先より提出を受けた、割当予定先の直近 3 事業年度の末日現在の貸借対照表、すなわち、平成 23 年 3 月 31 日現在の貸借対照表 (監査済)、平成 24 年 3 月 31 日現在の貸借対照表 (監査済) 及び平成 25 年 3 月 31 日現在の貸借対照表 (監査済) のそれぞれを確認し、当該各時点のいずれにおいても割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有していたことを確認しております。その上で、割当予定先から、平成 25 年 10 月 7 日現在においても本新株予約権の払込金額 (発行価額) の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の説明を口頭で受けております。これらのことから、当社として、割当予定先による本新株予約権の払込金額 (発行価額) の総額の払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

10. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後 の所 有株 式 数 (株)	割当後 の 総議 決 権 数 に 對 す る 所 有 議 決 権 数 の 割 合 (%)
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング	—	—	9,600,000	8.63
イン・ルオ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	SHANGHAI P.R. CHINA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号決済事業部)	3,666,048	3.61	3,666,048	3.30
バンクオブニューヨーク メロン エスエー エヌブ イ フォー ビーエヌワイ ジー・シーエム クライアン ト アカウント イー エ ルエス シービー (常 任代理人 株式会社三井住 友銀行)	(東京都千代田区大手町 一丁目2番3号)	2,085,000	2.05	2,085,000	1.88
森田 政廣	長野県伊那市	1,697,000	1.67	1,697,000	1.53
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,583,000	1.56	1,583,000	1.42
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,167,000	1.15	1,167,000	1.05
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,117,000	1.10	1,117,000	1.00
酒井 真敬	愛知県春日井市	1,033,000	1.02	1,033,000	0.93
須藤 一彦	東京都東村山市	1,000,000	0.98	1,000,000	0.90
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番1号麹町大通りビル13階	872,916	0.86	872,916	0.78
計	—	14,220,964	14.00	23,820,964	21.42

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
3. 割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式をすべて保有した場合の数となります。上記9(3)「割当先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

11. 今後の見通し

今回の資金調達による平成25年12月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

12. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(単位：百万円)

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	272,876	90,332	161,943
営業損失	269,027	457,293	464,560
経常損失	263,128	463,877	484,600
当期純損失	258,088	435,450	482,255
1株当たり当期純損失（円）	2.88	4.82	4.85
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	8.83	8.63	7.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年10月7日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	102,513,831株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	15,271,000株	14.90%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数のすべては、当社若しくは子会社の取締役若しくは社員、又は関係会社の社員等向けのストックオプション及び第36回新株予約権の目的である普通株式であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	102,513,831株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	15,271,000株	14.90%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	15,271,000株	14.90%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数のすべては、当社若しくは子会社の取締役若しくは社員、又は関係会社の社員等向けのストックオプション及び本新株予約権の目的である普通株式であります。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
始値	27円	29円	90円
高値	35円	215円	199円
安値	23円	13円	60円
終値	29円	89円	122円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	463 円	373 円	364 円	363 円	391 円	496 円
高 値	840 円	749 円	527 円	429 円	514 円	508 円
安 値	413 円	194 円	323 円	304 円	376 円	413 円
終 値	713 円	300 円	355 円	378 円	503 円	441 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
2. 平成 25 年 10 月の株価については、平成 25 年 10 月 4 日現在で表示しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	平成 25 年 10 月 4 日
始 値	427 円
高 値	441 円
安 値	414 円
終 値	441 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・行使価額修正条項付き第 35 回新株予約権（第三者割当）

割 当 日	平成 23 年 12 月 7 日
調達資金の額	771,435,000 円（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	90,282,831 株
当該募集による発行株式数	一株
募集後における発行済株式総数	99,282,831 株
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
当該募集による潜在株式数	9,000,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数：9,000,000 株（未行使残高 0 個） 行使価額総額：793,760,000 円
発行時における当初の資金使途	①IPF 治療薬 F647 製造にかかる工場操業資金：200 百万円 ②IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金：500 百万円
発行時における支出予定期	平成 24 年 2 月～平成 25 年 12 月 なお、IPF 治療薬 F647 に関する製造販売許可申請提出が遅れたため、平成 23 年 11 月 21 日開示当初の想定より各種進捗が遅れ、これに伴い上記支出予定期も遅れる予定です。
現時点における充当状況	現時点において、調達した資金は、工場操業資金に 100 百万円、営業資金に 10 百万円を充当し、引き続き IPF 治療薬 F647 の製造販売に向けて、工場操業資金及び営業資金に充当してまいります。

・行使価額修正条項付き第 36 回新株予約権（第三者割当）

割 当 日	平成 25 年 6 月 10 日
調達資金の額	7,149,688,000 円（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	100,252,831 株
当該募集による発行株式数	一株
募集後における発行済株式総数	100,252,831 株
割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社
当該募集による	10,000,000 株

潜 在 株 式 数	
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：400,000 株（未行使残高 960 個） 行使価額総額：200,000,000 円
發 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①IPF 治療薬 F647 販売にかかる営業資金（中国での生産と中国国内外における販売営業資金及び与信供与）：1,000,000,000 円 ②中国国内外における創薬候補物（F351/F647/F573 等）の開発：2,000,000,000 円 ③運転資金：900,000,000 円 ④新創薬候補物の探索・導入：3,249,688,000 円
發 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①製造販売許可取得から 3 ヶ月経過後 ②平成 25 年 7 月～平成 30 年 6 月 ③平成 26 年 1 月～平成 27 年 12 月 ④平成 25 年 6 月～平成 28 年 5 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	現時点において、調達した資金 200 百万円は、中国国内外における創薬候補物の開発のため合弁会社である GEP Hong Kong Holdings Limited の資本金に充当しました。

以 上

(別紙)

株式会社ジーエヌアイグループ第37回新株予約権(第三者割当て)
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジーエヌアイグループ第37回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成25年10月23日

3. 割当日

平成25年10月24日

4. 払込期日

平成25年10月24日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は10,000株とする。)。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

960個

8. 各本新株予約権の払込金額

金49,000円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.9円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初441円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が300円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{既発行株} \\ \text{既發行株式数} \\ + \end{array} \frac{\text{新發行} \times 1\text{株当たりの}}{\text{処分株式数}} \frac{\text{払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{式数}}{\text{行使価額}} \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \\ \text{既發行株式数} \quad + \text{新發行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} - \text{調整後} \\ \text{行使価額} - \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てるかの普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 10 月 25 日から平成 27 年 10 月 26 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 49,000 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 49,000 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金49,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年10月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表執行役社長に一任する。

以上